

第6章 自殺対策の推進

1 計画の推進体制

誰も自殺に追い込まれない三条市を目指し、行政による取組のほか、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・消防・法律等の行政機関・関係団体と連携・協力し、対策に取り組めます。

(1) 生きるを支える連絡会

自殺対策に関係する関係機関・団体と、自殺を取り巻く実態及び本計画の取組状況を共有し、進捗状況の確認・評価を行い、計画的かつ効果的な自殺対策の推進を目指します。

(2) 自殺予防を考える情報交換会

事例等を通して情報交換や意見交換を行い、他分野・他機関の支援について理解を深めるとともに、重点施策の効果的な取組の推進を目指します。

(3) 相談対応関係課連絡会

相談対応を行う市内関係課の業務内容の共有や事例検討等を行い、生きるを支える取組について理解を深め、効果的な連携支援を目指します。

2 計画の周知

本計画の推進においては、市民一人一人が自殺対策の重要性について理解してもらうことが必要です。そのため、本計画を市ホームページ等の多様な媒体を活用して広く周知していきます。